

カジノ管理委員会第28回会議の開催状況

第1 日時、場所及び出席者日時

1 日時

令和2年12月3日 14時00分～15時10分

2 場所

カジノ管理委員会 12階大会議室

3 出席者

- 北村委員長、氏兼委員、渡委員、遠藤委員、樋口委員
- 徳永事務局長、並木次長、徳田総務企画部長、坂口監督調査部長、芹生総務課長（議事担当課）、日野企画課長（議事担当課）小森調査課長（議事担当課）

第2 要旨

1 議決事項

(1) カジノ管理委員会事務局に勤務する勤務時間法第6条第3項又は第4項適用職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（案）等について

総務企画部長より、「カジノ管理委員会事務局に勤務する勤務時間法第6条第3項又は第4項適用職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（案）」等について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

(2) 特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）の協議について

総務企画部長より、IR整備法第5条第3項の規定に基づき国土交通大臣からされた、特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針（案）の協議について説明があり、当該協議に対して異存がない旨回答することを決定した。

2 その他の案件

(1) カジノ事業等の規制（これまでの議論に基づく論点整理(7)）について

監督調査部長より、カジノ事業等の規制（質問票に関する基本的考え方等）について説明があり、主に以下の点について検討した。

- ・ カジノ事業免許等における質問票に関する基本的考え方等（下記、IR整備法第四十一条、第一百六条、第二百一十一条参照）

（免許の基準等）

第四十一条 カジノ管理委員会は、第三十九条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、カジノ事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
- 四 申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。以下同じ。））及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 五 当該申請に係る特定複合観光施設区域の施設土地権利者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該施設土地権利者が法人であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(確認の基準)

第一百六条 カジノ管理委員会は、第一百四十四条の確認の申請があったときは、申請対象者がその従事する特定カジノ業務を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であるかどうかを審査しなければならない。

(従業者の制限)

第二百一十一条 カジノ事業者は、次に掲げる者をカジノ業務（特定カジノ業務を除く。）又はカジノ行為区画内関連業務に従事させてはならない。

- 一 十分な社会的信用を有する者でない者

- ・ **その他の事業者等における質問票に関する基本的な考え方等（下記、第二百二十六条、第三百三十四条、第三百三十五条、第四百四十五条、第五百十条、第五百八条、第五百九条、第六百六十五条参照）**

(免許の基準等)

第二百二十六条 カジノ管理委員会は、第二百二十四条の免許の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 第四十一条第一項第二号から第五号まで、第七号及び第八号に掲げる基準に適合するものであること。

- 二 申請者が、人的構成に照らして、カジノ施設供用事業を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。

(特定の業務に従事する者の確認)

第一百三十四条

- 2 第一百五十五条から第二十条までの規定は、前項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ施設供用業務に従事する者（第二百六条第六項において「確認特定カジノ施設供用業務従事者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(従業者の制限等)

- 第一百三十五条 カジノ施設供用事業者は、第二十一条第一項各号に掲げる者をカジノ施設供用業務（特定カジノ施設供用業務を除く。）に従事させてはならない。

(許可の基準等)

第一百四十五条 カジノ管理委員会は、第一百四十三条第一項の許可の申請があったときは、当該申請が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査しなければならない。

- 一 申請者が、人的構成に照らして、当該申請に係るカジノ関連機器等製造業等を的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
- 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
- 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定)

第一百五十条

- 2 第一百四十三条第二項、第一百四十四条（第一項第二号を除く。）及び第一百四十五条から前条までの規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに前項の認定について準用する。この場合において、第一百四十六条第四項中「第一百四十四条」とあるのは、「第一百四十四条（第一項第二号を除く。）」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第一百五十八条

- 3 第一百五十五条から第二十条までの規定は第一項の確認及び当該確認を受けた特定カジノ関連機器等製造業務等に従事する者（以下この項及び第二百八条第三項において「確認特定カジノ関連機器等製造業務等従事者」という。）について、第二百二十三条の規定は確認特定カジノ関連機器等製

造業務等従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(指定)

第百五十九条

- 4 カジノ管理委員会は、第二項の申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の規定による指定をしてはならない。
- 一 申請者が、人的構成に照らして、試験事務を適正かつ確実に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること。
 - 二 申請者の役員が十分な社会的信用を有する者であること。
 - 三 出資、融資、取引その他の関係を通じて申請者の事業活動に支配的な影響力を有する者が十分な社会的信用を有する者であること。
 - 四 申請者が株式会社であるときは、その主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であるときは、その法定代理人）及び当該主要株主等基準値以上の数の議決権又は株式の保有者が法人等であるときはその役員が十分な社会的信用を有する者であること。

(特定の業務に従事する者の確認)

第百六十五条

- 2 第百十五条から第百二十条までの規定は前項の確認及び当該確認を受けた特定試験業務に従事する者（以下この項及び第二百十条第三項において「確認特定試験業務従事者」という。）について、第二百三条の規定は確認特定試験業務従事者に係る措置について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

以上